

国民経済計算の統合体系・国民 貸借対照表と資産の評価

倉林 義正

1

第2次大戦後長足の進歩を遂げて来た国民所得研究は20年に及ぶ成果を踏まえて、静かではあるが新しい飛躍の時期を迎えるつつあるようである。そのことを実感させる印象的な出来事として、なによりもまず、われわれは国際連合本部においてその国民勘定(A System of National Accounts and Supporting Tables. 以下 SNA と略称する)の根本的な改訂を目的として、一昨年の暮 R. Stone 教授を議長とする「専門家会議」が持たれたことを想起すべきであろう。すでにこの会合の成果は、同じ Stone 教授の起草による「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」として公けにされており¹⁾、提示された構想からも容易に改訂のねらいが極めて本質的なものであることを感じとることができる。事実 SNA は 1952 年版からはじまって、数次の改訂がなされ、これらの改訂の中にはかなりの重要性を持つものも含まれている²⁾。しかし、それにも拘らずこれらの改訂は国民勘定の構造そのものの全面的な改訂にまでは及んでいない。のみならず国民所得の研究にとって 1 つの時期を画す意味において、この「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」の持つ意義は、単に SNA の体系の全面的改訂だけには止り得ないものがあるように見受けられる。それに関して特に重視したいのは以下の 2 つの点で

ある。

第 1 は、国民勘定の体系を設計することが本質的に重要なことがらとして自然な承認を受けている現状である。この事情は今日の国民所得研究の中心が国民勘定に置かれていることを端的に物語っている。言葉を換えて言えば国民勘定の体系とは全く孤立した仕方で国民所得の研究を進めるることは、考えられないことはないにしても、得るところ極めて乏しいであろう。「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」に即して、このことの持つ意味をもう少し掘り下げるならばこうである。上記改訂案が新しい国民勘定の体系を設計する基本的な核として用いたのが基本概念による「概念構成」(conceptual framework) であって、新しい国民勘定の体系はこの核となる「概念構成」の外延を拡大し、内容を細分することによって構築されて行くのである。この事実は国民所得の研究における 1 つの接近方法の徹底を示すものである。ここで事態の特徴だけを明らかにする目的でやや誇張された単純化を敢てするならば、1930 年代以降の国民所得研究には 2 つの主要な系列が看取される³⁾。その 1 は、アメリカの National Bureau of Economic Research(略して NBER) を拠点とした接近方法の系列である。ここでは GNP あるいは国民所得の実際の計測方法の開発が主たる関心であった。もちろん Studies in Income and Wealth に收められている諸研究から判断して、いわゆる「概念構成」を掘り下げる端緒が皆無であったとは断言できないであろう。しかし概念そのものに対する関心は、概して GNP あるいは国民所得の構成要素という段階に止っていたように思われる。少くと

1) *A System of National Accounts (Proposals for the Revision of SNA, 1952)*, E/CN. 3/320, Original: English, February 1965, United Nations; 以下に述べる国民勘定における「概念構成」の重要性についての議論を含め、この改訂案の解説は、「国民経済計算の新しい方向—国連標準方式の改訂案」『統計研究資料』No. 9. 日本銀行統計局、昭和 40 年 10 月に詳しい。

2) この点はやや詳しく、倉林義正「各国における国民勘定の研究の動向」篠原・安永編「新国民経済計算と日本経済」『経済セミナー』昭和 40 年 9 月増刊号の中で指摘されている。

3) 一層立入った考察は、すでに倉林義正「国民勘定の『視野』と『方法』」、『思想』1963 年 5 月号の中でなされている。文献などについても同論文を参照。

も「概念構成」の体系的整備ということは NBERにおいて研究にたずさわった人びとにとっては、ほど遠い関心の対象であったように見受けられるのである。これと対立する第2の接近の方向が、とくに北欧を中心として同じ1930年代に興った国民所得研究である。ここでも国民所得の計数把握に対して並々ならぬ関心が払われている。しかしむしろ本質的な特徴としてわれわれに感銘を与える事実は、これら北欧の研究が単なる計数把握の努力を超えて、経済循環の過程を叙述するための「概念構成」を示そうとしたことであろう。第2次大戦後の国民所得研究の中心を占めるに至った国民勘定の構想は、接近の方法においてこの第2の系列に多くのものを負っている。のみならず、「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」において「概念構成」の占める重要性については更に一言を費さなければならぬ。国民勘定の体系の設計にあたって「概念構成」の重要性に注目した人びとは、第2次大戦後の国民勘定の構想を発展をさせる上で最も大きな貢献をした西欧の専門家である。この傾向を代表する人びととして、容易に R. Stone, O. Aukrust, I. Ohlsson, G. Stuvet⁴⁾らの名前を思い浮べることができる。「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」の概念構成はこれらの人びとの業績の延長線上にあることは特に注意されるべきことであろう。

第2は、国民経済の統合体系が真剣な考慮の対象となっていることである。国民経済計算の統合の問題は多くの国で議論されて来ているが、国民勘定の標準体系が国民経済計算の統合を意識したことは確に注目すべき事実と言わなくてはならない。特に統合の問題をいわゆる「全面的統合⁵⁾」

4) これらの専門家の主要な業績を摘記すれば次のようである。R. Stone, "Function and Criteria of Social Accounting", *Income and Wealth*, Series I, Cambridge 1951; O. Aukrust, *Nasjonalregnskap, Teoretiske prinsipper*, Oslo 1955; I. Ohlsson, *On National Accounting*, Stockholm 1953; G. Stuvet, The "Use of National Accounts in Economic Analysis", *Income and Wealth*, Series IV, London 1955.

5) 経済企画庁『国民経済計算調査委員会報告』昭和37年3月, p. 18。なお、倉林義正「国民経済計算の統合に関する若干の問題」『経済研究』1962年10月号も併せて参照。

の思考に即して発展させている事実を重視すべきであると思う。というのは「全面的統合」の場合には体系の緊密な一体性と整合性が強調されなければならない、従ってまた「概念構成」を明示的に設定することの重要性が再認識される結果になる⁶⁾。もしこの改訂案の重点が「全面的統合」とは別の側面に指向されたのであったなら、改訂案に占める「概念構成」の重要性に対してもおそらくもっと別の評価が下されることになったであろうと思う。

そこで以上の国民所得研究の発展を念頭において、次に国民経済計算の統合体系を設計する上で重要なと思われる若干の論点を議論することにしようと思う。

2

勘定体系の設計に関して「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」の持つ著しい特色は、体系の「実物面」と「金融面」との両分法(the real and financial dichotomy)と呼ばれる性格であろうと思われる⁷⁾。改訂案自体がそれを持つ重大な意義をどれほど意識していたかは明らかではない。しかし現象的な事実だけを考えても、SNA 改訂のための提案が直にこの両分法と直接のかかわりを持っていることが容易に理解される。例えば、この改訂案が提案する勘定体系において「実物面」に属する勘定が「国内」ベースで表現されるのに対して、「金融面」に含まれる勘定が「国民」ベースの表現に置き換えられていることは両分法の思考からの結果である。またそれによって影響するところが非常に大きいと思われる金融サービスに対する帰属計算の廃止の提案に対して、論拠としてこの両分法を挙げることは決して不合理ではない。

ところで勘定体系の設計に対するこの両分法の持つ意義をもう一步掘り下げるために両分法を忠実に反映した基本概念の体系を示すことが非常に

6) 国民経済計算の統合体系を実際に設計することによって、この点を明らかにする試みは、倉林義正「取引行列としての国民経済計算の統合体系」『経済研究』1963年7月号においてすでにとりあげられている。

7) *A System of National Accounts(Proposals for the Revision of SNA, 1952)*, E/CN. 3/320, 1965 United Nations, p. 22.

有益である。のみならず改訂案の体系はこの側面の拡充にはほとんど手をつけていない。したがってこの種の試みはこの改訂案の残された特質を解明する見地からも興味がある。まず記号を次のように定める。

- I*: 国内粗資本形成
- C: 消費者の財・サービスの購入
- X: 外国に対する財・サービスの販売
- M: 外国からの財・サービスの購入
- Y^d*: (市場価格表示の)粗国内生産物
- D: 資本消費
- Y^f: 外国からの要素所得の純受取
- A₀: 期首の資産ストック
- L₀: 期首の負債ストック
- S: 貯蓄
- R: 資産および負債の再評価額
- A₁: 期末の資産ストック
- L₁: 期末の負債ストック
- T^f: 外国に対する純經常トランクスファー
- K: 外国からの純資本トランクスファー
- Lⁿ: 外国に対する債権の純増
- CS: 外国に対する経常余剰

第1図 両分法に基く統合体系

		I							II	
		I.1.		I.2.					II.1	II.2
		LL.i	LL.ii	L2.i	L2.ii	L2.iii	L2.iv	L2.v		
I	L1.i		I*		C				X	
	L1.ii				I*-D					
	L2.i				A ₀					
	L2.ii	Y ^d	-D						Y ^f	
	L2.iii			L ₀	S	R	L ₁			K
II	L2.iv				R					
	L2.v				A ₁					
	II.1	M		T ^f						CS
	II.2				L ⁿ					

この「両分法」に基く統合体系の構造を簡単に表示すれば次のようになる。

(I) 国内経済

- (I.1) 実物勘定
 - (I.1.i) 生産勘定
 - (I.1.ii) 資本形成勘定

(I.2) 金融勘定

- (I.2.i) 期首の資産・負債残高
- (I.2.ii) 所得とその処分勘定
- (I.2.iii) 資本調達勘定
- (I.2.iv) 評価調整勘定
- (I.2.v) 期末の資産・負債残高

(II) 外国

- (II.1) 実物勘定
- (II.2) 金融勘定

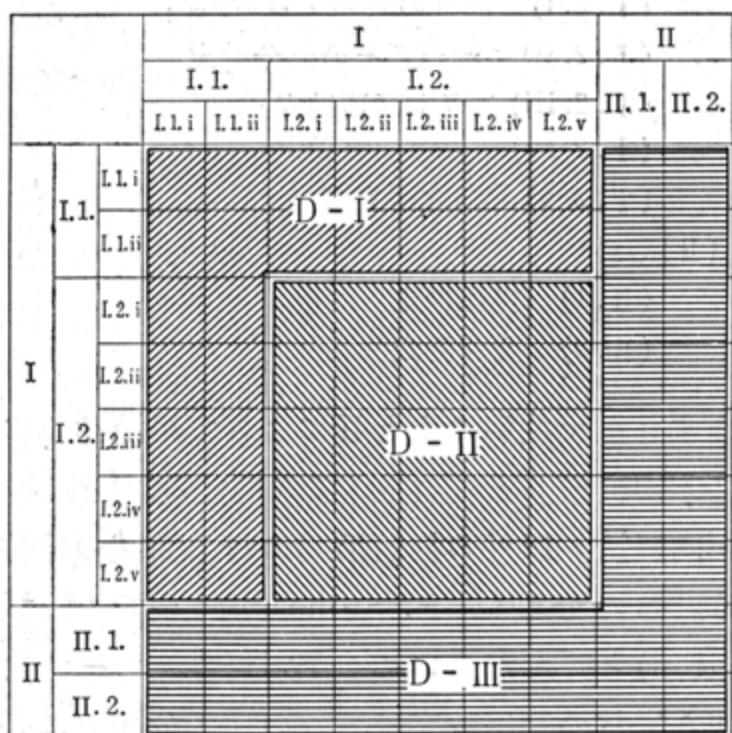
まずローマ数字の I と II によって経済活動の場を「国内経済」と「外国」に大別する。「外国」は「国内経済」以外の経済活動の対象領域の総称である。この分割は R. Stone がやって「領域」(region)と呼んだものに合致する⁸⁾。ローマ数字に続く通常の算用数字は、この「両分法」に基く体系にとって最も本質的な分類を示す。すなわち算用数字 1 は、財・サービスを対象とする実物取引に関する経済活動を示すのに対して、算用数字 2 は、それを保有する主体にとって、資産もしくは負債となる金融的請求権を対象とする金融取引に関する経済活動を表わす。これら実物取引ならびに金融取引は、第 3 の段階として、さらに i, ii, iii…等の数字によって、それぞれ主要な経済活動に従って再分割される。

この体系において「実物面」と「金融面」の両分の意味を明らかにするためには、更に(第2図)における 3 つの分割を考えるのが便利であろう。第1は、D—I で表わされる国内経済の実物面とでも呼ばれる部分領域である。これに対して第2は、国内経済の金融面とでも呼ばれ D—II によって表わされる部分領域である。第3は D—III によって表現される外国に関する活動を表わす部分領域である。この分割によって、統合体系を構成する基本概念は国内経済の「実物面」に含まれる概念と「金融面」に含まれる概念に両分されることになる。すなわち国内経済の「実物面」に含まれる基本概念は、

Y^d_*, I^*, C, D, I^*-D であり、これに対して国内経済の「金融面」に含まれる基本概念は、
 A_0, A_1, L_0, L_1, S, R である。

8) R. and G. Stone, *National Income and Expenditure*, London 1962, pp. 28—29.

第2図 統合体系における3つの部分領域



ただD—IとD—IIの間には性格上の相違がある。D—IIは国内経済の金融取引を表わす行および列の交る部分領域(I.2.i~I.2.v行×I.2.i~I.2.v列によって構成される行列)によって作られているから、純粹の金融取引から成る部分領域である。ところがD—Iは、さらに

- ① I.1.i~I.1.ii 行×I.1.i~I.1.ii 列
- ② I.1.i~I.1.ii 行×I.2.i~I.2.v 列
- ③ I.2.i~I.2.v 行×I.1.i~I.1.ii 列

のそれによって構成される部分領域(行列)に分解される。このうち、①はD—IIと正確に比較しうる部分であって、純粹の実物取引から成る部分である。これに対して②と③は、それぞれI.1.とI.2.の交錯する部分、すなわち実物取引と金融取引の交錯によって生れる部分であって、D—IIにはこれらと厳格な対応物が見出されない。

「実物面」における①と②~③における性格上の相違から②~③に含まれる基本概念が実物取引と金融取引の2面的性格を具えているのではないかとの予想を抱かせる。事実この予想は、この統合体系をさらに商品別あるいは生産部門別に細分しようとすると非常に重要な意味を持ってくるのである。その1つの例が Y_*^d (国内粗生産物)である。 Y_*^d は I.1.i 行(および列)の記入項目であることからも知られるように、生産活動の成果としての「実物面」での表現も可能である。同時に Y_*^d は要素所得に分配され I.2.ii 行(および列)における

消費活動に結びつけられている。要素所得の源泉と使途は金融的な請求権の変動と貯蓄を介して関連づけられている。この意味で Y_*^d は「金融面」とも交渉を持つことが知られる。したがって「実物面」と「金融面」の両分の思想を一層徹底しようとするならば、 Y_*^d を国内粗生産物の生産と要素所得への配分に従って「実物面」と「金融面」とに分離することは極めて合理的である。これに加えて、国内粗生産物の生産主体の集合と要素所得の消費主体の集合との間には必ずしも1対1の対応関係が存在するわけではないから、 Y_*^d を両分することによって両者の対応を一層現実に近づけることが統計処理の現実的な方法ともなるわけである。この意味で「SNA 改訂案—E/CN.3/320」において、生産部門別の国内生産物を消費主体別の要素所得に転換するため新しい行(および列)を配置していることは、以上の「実物面」と「金融面」の両分法の見地から見落すことのできない特徴と言える⁹⁾。

しかしこの両分法の思考が最も端的に表現されるのは、なんと言っても資本形成に関する「実物面」と「金融面」の両分であろう。資本形成あるいは「富の蓄積」(adding to wealth)が「実物面」と「金融面」の両面にかかわり合う事実はよく知られており、とくに新しい発見とは言えない。事実すでに十数年も以前に SNA 自身がその勘定体系の中に「資本調整勘定」を設計して、資本形成のもつ2面性に注意を向けていたと考えられるからである。したがってあえて新しい事実を指摘するならば、資本形成の持つ2面性を、「実物面」と「金融面」の両分法によって統一された体系の一環として把えうる点にあると思う。(第1図)の統合体系において、実物資本ストックの蓄積に関する資本形成の「実物面」は、資本形成活動として I.1.ii 行(および列)に表現される。これに対して金融的な請求権の変動に関係を持つ資本形成の「金融面」は資本調達活動として I.2.iii 行(および列)に分離される。この両分によって影響

9) 詳しくは、『国民経済計算の新しい方向—国連標準方式の改訂案』日本銀行統計局、昭和40年10月、pp. 18—19を参照。

を受ける基本概念が2つある。第1はD(資本消費)項目である。このD項目は、(第2図)の分類によればD—Iの部分領域に含まれるが、 Y_*^d と類似する「実物面」と「金融面」が交錯する2面的性質を持っている。別のところで指摘しておいたように¹⁰⁾、「資本消費」の概念をこの種の行列表示の体系の中で定義づける方法には他の可能性がある。もしこの別の可能性を採用すると、「資本消費」は I^* と同様に純粹に「実物面」の概念として設定されることを併せて意味することになる。(第1図)におけるD項目の定義は「金融面」とのかかわりをも持つことで、生産行程における純粹な物理的消耗とは異った性格を持っていることに注意しておく必要がある。第2は I^*-D (国内純資本形成)項目である。ここでも I^*-D はD—Iの構成要素ではあるが、純粹に「実物面」の概念としては定義づけられていない。 Y_*^d およびDの場合と同じように I^*-D も「実物面」と「金融面」の2面的な性格を持っている。とくにこの2面性が「資本消費」の性格に従属して決定されていることは、「純資本形成」が2つの基本概念に分解できることからも当然と言えるが、基本概念の相互の間の関連性を認識する上で興味深い事実である。

この「純資本形成」の結果として実物資本ストックの蓄積が生れることになるから、「純資本形成」の価値額は「実物資本ストック」の評価と密接に関連している。のみならず「実物資本ストック」は金融的な請求権を含めた国内経済の資産の構成要素でもある。したがって「実物資本ストック」の評価は、さらに国内経済の資産および負債の評価とも関連する。「純資本形成」の2面性が持つもう1つの意味は、 Y_*^d と同様に、「実物資本ストック」の対象別および保有主体別の細分を考えるとはっきりする。資本形成を生産の側から眺めるならば、実物資本ストックの対象別の細分が必要な情報であろう。それと併行して蓄積の側から眺めれば、保有主体別の細分を明らかにする必要がある。ここでも「実物資本ストック」の蓄積をめぐって、「実物面」の細分と「金融面」の細分が交錯して

10) 前掲『国民経済計算の新しい方向』pp.13—14を参照。

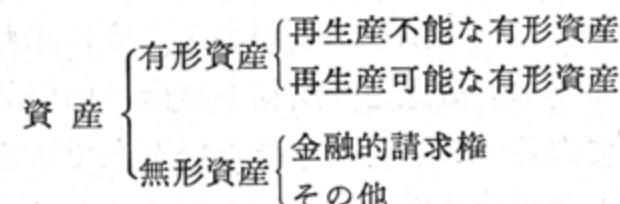
いる。 Y_*^d の場合と全く同様の形式的な処理を採用して、「SNA 改訂案—E/CN.3/320」でも資本形成を「実物資本ストック」の対象別の細分から保体系有主体別の細分に転換するための行(および列)をの中に挿入している。明らかにこの着想の根本は「純資本形成」概念の持つ2面性に由来するものである¹¹⁾。

3

前節で「実物面」と「金融面」の両分法に基く統合体系を示し、その「実物面」を中心に考察した。この節では「金融面」に関連して若干の論点を考えてみようと思う。

「金融面」に見られる大きな特徴は A_0, A_1, L_0, L_1 などストック概念が導入されていることである。これらのストック概念を体系の中に整合させるための方法については別の場所で考察したので、くり返さない¹²⁾。しかしこれらのストック概念の導入に関連しては次の2つの点が明らかにされねばならない。その第1は、これらストック概念の内容と範囲であり、第2はそこらの価値を評価する方法である。

資産(A)に関してその内容を表示するならば、よく行われるように、以下のように分類することが合理的であろう。



資産の内容と範囲の決定において問題とされる項目は、有形資産について言えば「再生産不能な有形資産」であり、無形資産に関しては、金融的請求権以外の「その他」項目の範囲である。

土地・鉱物資源・美術品・歴史的遺跡などは、いずれも再生産不能な有形資産である。しかしこれらのすべてをわれわれの資産の中に含めるのは現実的ではない。一般に行われているように、これらの対象の資産価値に関して普遍的な価値評価

11) 詳しくは、前掲『国民経済計算の新しい方向』pp. 20—22参照。

12) 前掲『国民経済計算の新しい方向』pp. 14—16参照。

を可能にする市場が存在するかどうかが資産の範囲を決定する規準である。この規準からすると、再生産不能な有形資産の範囲を土地のみに限定することが妥当であろう。

無形資産の「その他」項目は特許権・著作権・のれんなどの無形資産から成っている。これらの無形資産は多くの場合それらを保有する個人的な能力と結びついている。したがってこれらの資産価値は人間能力の資本化価値の側面をも兼ね備えていると考えることも可能である。もしこの側面を徹底すると言うことになると、一般的に人間能力の資本化価値もまた資産の構成要素として考えざるを得なくなるであろう。教育に対する支出を資本形成として再考したり、人的資本(human capital)の構想を経済学に持ち込もうとする企ては、以上の側面の考え方につらなっている。しかしこの考え方をわれわれの体系の中にとり入れて行くためにはなお多くの解決を必要とする論点が残されていることを強調しなくてはならない。例えば「実物面」が前提とする「実物資本ストック」との概念上の整合、あるいは価値評価における社会価値と個人価値の乖離など。ここではこれらの論点を十分に検討する準備を持っていないが、人間能力の資本化価値を考えることの一層根本的な意味について特に注意を払う必要があるようと思われる。本来「資本」概念と「所得」概念は個別的に分離されて定義することのできない概念である。したがって人間能力の資本化価値を問うことは、それを含めた「資本」概念と「所得」概念との関係を更めて明らかにすべき必要性をすでに内に含んでいるからである¹³⁾。

「実物資本ストック」との整合に関して、もう1つの点を指摘しておかなければならぬ。それは耐久消費財の取扱いである。現行の国民勘定の慣行に従って、耐久消費財に対する支出を消費者の財・サービスの購入に含めるならば、耐久消費

財の増加は純資本形成からは除かれる。すなわち耐久消費財の増加は「実物資本ストック」の蓄積とはならない。このことに対応して耐久消費財は再生産可能な有形資産には含まれない。しかしもしも耐久消費財の増加を資本形成に含めるならば、関連的に再生産可能な有形資産に耐久消費財を含める必要が生れる。

つぎにストック概念の導入に関する第2の論点である資産・負債の価値の評価に移る。「実物資本ストック」と関連して、有形資産の評価で注意を要するのは有形資産を評価する観点の相違である。この評価上の観点と表裏の関係で資本の次元性(dimensionality)の観点が生れてくる¹⁴⁾。有形資産を評価する上での主要な2つの観点は、それを「富」(wealth)の立場から評価するのか、それとも「生産能力」(capacity)の立場から評価するのかである。「富」として評価することの意味は、特定の(有形資産の)対象の種類とならんでその耐用年数が併せて評価の対象となることである。したがって「富」の観点は、特定の対象の種類と耐用年数の2つの次元で評価がなされることを念頭にしている。これに対して生産能力として評価することの意味は、生産能力に直接の関連を持つ対象の種類別が主として評価の対象となることであるから、評価の対象は種類と言う1つの次元に還元されてしまう。

ところで(第1図)を見ると「実物面」における資本形成は「国内純資本形成」を介し「実物資本ストック」が蓄積され、これが「金融面」の期首および期末の資産に結びつけられる構成をとっている。「富」の観点からする有形資産の評価は、「金融面」に期首および期末の資産を配置したことと照應している。したがって(第1図)における統合体系を構成することは、実は「実物資本ストック」の評価に関する一貫した考え方を示唆しているわけである。これまた「実物面」と「金融面」の両

13) これらの点に関しては I. Fisher の「所得」概念と、関連する「資本」の定義が1つの興味ある示唆を与えてくれる(I. Fisher, *The Nature of Capital and Income*, 2nd printing, New York 1912)が、詳しくは立入らない。

14) P. Redfern, "Net Investment in Fixed Assets in the United Kingdom, 1938—53", *Journal of the Royal Statistical Society, Series A. Part II*, 1955, p. 143. 併せて、倉林義正「国民経済計算における資本評価の問題』『一橋論叢』昭和37年11月号参照。

分法から導れる 1 つの帰結である。

これに対して「実物資本ストック」の評価を「生産能力」の観点で概念上の、ならびに体系上の統一を図ることには若干の困難が伴うように思われる。第 1 に概念上の困難としては、資本形成を「富の蓄積」ではなく「生産能力の増加」としてあらためて定義づけなくてはならない。「実物資本ストック」の蓄積ではなく、「実物資本ストック」の生産能力の増加を表現する概念として「国内純資本形成」はもはや有用な概念とはならないであろう。このため「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」も指摘しているように一方において「固定資産の拡張」(extensions of the stock of assets)と、これに対応して「固定資産の廃棄(scrapping)」の概念を新に設ける必要が生れる。これらの概念の実際的な推計は、SNA 改訂案の指摘をまつまでもなく非常に困難だと言わざるを得ない。かりに「実物資本ストック」の生産能力の増加を表現する概念が作られたとしても、これを期首と期末の資産の評価に及ぼし、かつまたその上で統一された体系を構成する困難が更に附加される。この困難の克服は原理的に全く不可能ではないにしても「実物面」と「金融面」の両分法によって作られた体系に対して根本的な修正を要求することは避けられないところであろう。

ストック概念としての資産・負債項目の導入と関連するのが資産・負債の評価調整である。このため(第 1 図)でもこの評価調整活動を表わす行および列(I. 2. iv 行および列)が挿入されている。国民勘定の統合体系に評価調整活動を導入することの意義および方法については、これまで考察したことがあるので更めてくり返す必要はないであろう¹⁵⁾。したがってこの評価調整活動に関しては、附加的に次の点を注意するに止める。すなわちそれが資産および負債の価値変動に結びついていることである。前節でも注意しておいたように、(第 1 図)の統合体系における資産・負債はそれを保有する主体に関して定義される。その結果この

体系で示されている再評価項目(R)も資産・負債を保有する主体に関して定義されるのであり、資産・負債の個別的な対象に関して定義されるのではない。このことの意味するところはこうである。いまある主体、例えば家計において株式の値上りの結果の資本利得が実現したとする。この資本利得は I. 2. iv 行の R に記入される。同じ家計において、家計以外の第 3 者に対する負債を考えて、家計の資産—家計以外の第 3 者に対する負債=家計の正味資産と定義する。したがって家計の負債=家計以外の第 3 者に対する負債+家計の正味資産である。家計の資本利得に対する再評価(R)に対して、家計の正味資産の価値が同じ額だけ増加したと考え I. 2. iv 列の R が貸方記入され、家計の資産と負債のバランス、および評価調整のバランスが保たれる。

(補足：部門別貸借対照表について)

これまでの議論は、統合された(consolidated)段階での国民貸借対照表に関して主としてなされてきた。しかし、例えば資金循環勘定が企てたように、国民経済計算の統合体系は当然に資産および負債の部門間の交流を解明するための体系を設計する必要に迫られる。このことを(第 1 図)の体系に即して言い換えるならば、I. 2. iii 行(および列)の部門別の細分を必要とすることを意味する。従って期首および期末の資産・負債のストックに関する部門別の貸借対照表が(第 1 図)の体系の中であらためて検討されなければならない。(第 1 図)の体系の中に組込まれる部門別の貸借対照表の設計にとって、さしあたって考察を要する点は以下の 3 点である。第 1 は、部門を分割する原則、第 2 は部門別貸借対照表の構造、第 3 は部門別貸借対照表における資産および負債の評価の問題である。

(1) 部門分割の原則に関して、(第 1 図)の体系において資産および負債がそれらを保有する主体に関して定義されることを前提している事実を想起すべきであろう。この前提と整合するため部門もまた資産および負債を保有する主体の相違に結びつけられるように分割される必要がある。

15) 倉林義正「国民経済の計算の統合に関する若干の問題」『経済研究』1962 年 10 月号、ならびに前掲『国民経済計算の新しい方向』参照。

「SNA 改訂案—E/CN. 3/320」は部門別貸借対照表における部門分割の原則として制度的部門の分割を示唆している。この分割は完全に資産・負債の保有主体の相違に結びついているとは言えないが、例えば非金融企業・通貨制度の定義から判断して、資産・負債の保有主体の相違が支配的な分割の規準となっていることは明らかである¹⁶⁾。

(2) (第1図)に示したように、期首および期末の資産・負債のストック(A_0, A_1, L_0, L_1)はそれぞれ国内経済の金融面に含まれているが、以下の仮定によりこれらの資産・負債は「国内」ベースで表現されることを意味しない。その仮定とは、

$$A_1 - A_0 = (I^* - D) + R + L^n \quad (i)$$

が成立することであって、この事実から期首および期末の資産は「国民」ベースで表わされることが含意されるのである。別に示したように¹⁷⁾、(第1図)の体系を構成するに当っては、期首(および期末)の資産=負債($A_0=L_0$ および $A_1=L_1$)が前提されているから、期首および期末の負債もまた「国民」ベースで表わされることになる。同様にまた期首および期末の負債についても、

$$L_1 - L_0 = S + R + K \quad (ii)$$

が仮定される。以上の2つの仮定に対して、「国民」ベースで期首および期末の価値額に関し、

実物資産+外国に対する債権=正味資産(iii)
を仮定することは互に矛盾しない。これが国民貸借対照表の集約された概念構成である。

部門別貸借対照表の構造も(i)—(iii)の仮定と両立しなければならない。このことは2つのことを意味する。第1は、部門別の貸借対照表に対して(i)—(iii)と矛盾しない関係が設定されること。第2は、部門別の貸借対照表の合計に対して、consolidationの結果(i)—(iii)の関係が導れることがある。国内経済においてconsolidationの過程で、資産としての金融的請求権は負債としての金融的請求権と互に相殺することを考慮するならば、(iii)式と両立する部門別貸借対照表の関係として、

16) *A System of National Accounts*, E/CN. 3/320, pp. 136-137.

18) 前掲『国民経済計算の新しい方向』p. 14.

資産=第3者に対する負債+正味資産 (iv)
を仮定することができる。この関係をさらに詳しく書けば、

実物資産+資産としての金融的請求権
=負債としての金融的請求権+正味資産 (v)
である。

(3) 部門別貸借対照表を含んだ国民経済計算の統合体系の構造と資産および負債の評価の方法は密接に関係している。本論の中でも注意しておいたように(第1図)の統合体系の1つの特色は評価調整勘定である。この点については一層立入った議論が必要であるが、資産および負債の価値が市場価値で評価される原則は評価調整勘定の導入に由来するのである。資産および負債を市場価値で評価することは、とくに市場性のある金融的請求権に関する評価について重要な論点を提出する。それは債権・債務の貸借関係の成立から来る金融的請求権の契約価値とそれらの市場における売買に伴って成立する市場価値との間には明瞭な開きが存在するからである。しかしこの2つの評価方法の併存を根拠として、資産・負債を市場価値で評価することを否認する主張(第13回国連統計委員会会議におけるIMFのE. Hicksの発言など)は¹⁸⁾、上述の国民経済計算の統合体系、部門別貸借対照表などが前提している諸仮定の否定をも意味していることを注意すべきである。

18) Statistical Commission, *Provisional Summary Record of the 224 Meeting*, Provisional, E/CN. 3/SR. 224, 1965 United Nations, p. 12.